令和８年３月６日
沖縄県土木建築部長

沖縄県土木建築部発注工事における入札金額の内訳に係る対応について

みだしのことについて、令和７年 12 月 10 日付国土交通省不動産・建設経済局建設業課長及び建設振興課長並びに大臣官房参事官（建設人材・資材）より「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の全面施行について（通知）」にて、入札金額の内訳に記載すべき事項の明確化（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）等に係る規程が令和７年 12 月 12 日から全面施行されることとなり、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために必要な経費の内訳を記載しなければならないこととされました。

つきましては、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

１　内訳書及びこれに伴う見直し

⑴　令和８年４月１日以降に指名通知又は入札公告する工事

①　入札金額の内訳に材料費や労務費等の記載を求める（ただし、令和８年９月 30 日までは記載すべき項目（※）が無い場合でも、暫定的に無効としないものとする）。

なお、入札金額の内訳については、「「労務費に関する基準」の運用方針」（令和７年 12 月国土交通省）を参考に記入すること。

②　建設工事請負契約約款を改正し、以下の項目を追記する。

ア　他機関が発注した工事との調整規定の創設

受注者の施工する工事と他機関の発注工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて、発注者は他機関との調整を行うものとすることとした。

イ　協議不調等の場合における不利益取扱いの禁止に関する規定の創設

請負代金額の変更等について、受発注者間の協議が整わなかったこと等をもって不利益な取扱いをしてはならないことを明確化した。

ウ　前払金の使途に関する規定の見直し

国土交通省直轄工事における前払金について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てることを可能とする特例について、令和７年度から恒久化されたことを踏まえ、前払金の使途に関する規定の見直しを行った。

⑵　令和８年 10 月１日以降に指名通知又は入札公告する工事

①　入札金額の内訳に記載すべき項目（※）を明示していない場合は、入札無効とする。

②　建設工事請負契約約款を改正し、以下の項目を追記する。

ア　請負代金内訳書に明示する項目の追加

法定福利費（事業主負担分）に加え、見積段階で内訳明示されている経費（材料費、労務費、安全衛生経費、建退共掛金）等）についても、請負代金内訳書において内訳明示する項目として追加。

イ　コミュットメント条項の新設

受注者が注文者に対し、適正な賃金や労務費をそれぞれ雇用する技能者や直接の下請け事業者に支払うことなどを約するとともに、必要に応じて注文者がその支払いに関する書類などの提出を求めることができる規定を導入するため、契約当事者の任意で利用できる条項を追加。

③　労務費ダンピング調査の試行実施

※【記載すべき項目】

材料費、労務費、国土交通省令※で定める当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として、法定福利費の事業所負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金としている。

※公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則（令和６年国土交通省令第 105 号）第１条